

【追加資料 5】

(委員提出資料)

平成 29 年 7 月 21 日

第 6 回条例検討会議修正案への意見

委員

1.

P.4 第3条 基本理念

1 共生のまちの実現は、障がいのある人と障がいのない人が相互の違いを理解し、その人格と個性を互いに尊重することを基本とします。

コメント [n1]: “違い”に着目するなら「一人ひとりの違いを認め合い」としたらどうでしょうか。“理解”に重点をおくとしたら、「障がいについて相互に理解し」とすると良いのではないのでしょうか。

P.5 第9条 相互理解の促進

2. 市、市民等及び事業者は、障がいの有無にかかわらず、互いの理解を深めるため、交流することができる機会の確保に努めるとともに、障がいのある人が必要な情報を取得し、利用し、又は自ら発信する機会の提供その他必要な取組を行うよう努めるものとします。

コメント [n2]: こども、第3条と同じで「一人ひとりの違いを認め合い」とするか「障がいに対する理解を深め、互いに交流する」としたらどうでしょうか。

2.

P.4 第4条 市の責務

市は、第1条に規定する目的の実現を図るため、前条に定める基本理念にのっとり、障がいのある人への差別及び虐待をなくすための取組及び障がい特性に応じた情報保障、コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

コメント [n3]: 「情報保障」とは、どういうものを指すのが分かりにくい言葉だと思います。
委員の2017.7. 7提案③にある「市の情報提供」に当たるものであるなら、賛同しますが、もう少し分かりやすい表現にすると良いと思います。

3.

P.5 第5条 市民等・事業者の役割

2 市民等及び事業者は、障がいのある人から合理的配慮の提供を求められた場合は、可能な範囲で合理的配慮の提供に努めるものとする。

コメント [n4]: 語尾は、です。ます。調なので、ここは「します。」

4.

P.5 第10条 合理的配慮の提供

1. 市は、その事務又は事業を行うにあたり、社会的障壁の除去の必要性をできる限り汲み取って、障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行わなければなりません。

コメント [n5]: 2項の事業者についての条文と同等の表現になっていますが、市には、事業者よりも踏み込んだ姿勢を願います。よってここは、「社会的障壁の除去の必要性を常に念頭において」としたらどうでしょうか。

5.

P.6 第11条 情報・コミュニケーションに関する合理的配慮

コメント [n6]: ここに「情報」という見出しがありながら、内容は、コミュニケーションに関する事ばかりになっているように思います。市の情報提供についての条文があると良いと思います。

6.

P.6 第11条 情報・コミュニケーションに関する合理的配慮

(2) 代用音声(喉頭摘出等により使用するものをいう。)及び重度の障がいがある人のための意思伝達装置等(重度の両上下肢障害及び音声・言語機能障がいにより使用するものであって、まばたき等により操作するものをいう。)によるコミュニケーション手段

コメント [n7]: この「等」は、()の後ろに入れた方のよいのではないのでしょうか。
→「等によるコミュニケーション手段」

7.

P.8 第18条 相談に関する合理

1 障がいのある人及びその家族その他の関係者並びに事業者は、市又は障がい者相談員に対し、障がいを理由とする差別に関する相談をすることができます。

P.9 第19条 助言又はあっせんの支援

市は、障がいのある人又はその保護者、後見人その他の関係者から、京都府条例に違反すると認められる相談を受けたときは、京都府条例に定める助言又はあっせんの求めを行うために必要な支援を行うものとします。

コメント [n8]: 第18条では、「その家族」ですが、第19条では「その保護者」としてあるのは、どうなのでしょう？ここも「その家族」ではだめでしょうか？

8.

P.9 第20条 調査研究及び報告

市は、市又は障がい者相談員が受けた相談の事例について調査研究をするとともに、その結果を〇〇〇に報告するものとします。

コメント [n9]: 市が調査研究したことを、地域の協議体は報告を受けるだけというのでは不十分であると思います。長岡京市における相互理解や合理的配慮を本気で進めていこうとするなら、地域の協議体からの発案も積極的に行ってほしいので、この部分は大事であり、財政的な措置も含めてここに長岡京市らしさを出すべきだと思います。

9. 条文以外について ～市議会での審議に向けて他

1) 条例案が市議会で審議されるにあたって、検討会議の委員としての思いを事前に説明できる機会があると良いと思います。

2) 委員からの提案②～⑦について、その趣旨に賛同します。

④保育・教育については、スペシャルニーズを持った子どもの特別支援教育について、日本独特の考え方があるように思うので、国の方針からはずれることはできないことから、松江市条例と同様の文言が入っても、どれだけのことが実際に取り組めるのかは見通せないと思います。検討会議において、この部分を掘り下げて協議し、現時点での各委員の考え方を確認しておけばいいかもしれません。今後の見直し時の検討項目に入れておくことも出来ると思いますし、市議会において、そのことについて付帯決議というような形が取っていただけるのかどうか分かりませんが、事前の説明は必要になってくると考えます。